

近く水質を調査

水俣病
海域

松本資源班長語る

水産庁漁業振興課の松本資源班長は水俣病の漁業に与えた影響を調べるため二十一日来熊、「水質保全の調査を行なうよう、水産庁から経済企画庁に申入れた」とつぎのように語った。

公共用水域の保全に関する法律にもとづいて、経済企画庁が水俣病関係の海域を調査するよう最近水産庁から申し入れた。企画庁には本年度予算の残りが多少あるので、ことし中に熊本県とも協力、調査することになろう。工場排水による汚染度がひとければ通産省が水質基準を新日窒水俣工場に示して監督することになろう。

また二十日には水産庁、企画

庁、通産、厚生両省が対策協議会をひらき、水俣病問題に対する各省庁の担当部門を決める。現行漁業法では危険海域の設定はできないと思う。

なお松本班長は二十一日現地調査のあと、二十四日東京に帰る。